

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく  
第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
(平成21年6月12日～7月13日(イネ3件、ダイズ1件、トウモロコシ3件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成21年6月12日(金)から7月13日(月)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数 4通

整理した意見数 3件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について  
(平成21年6月12日～7月13日(イネ3件、ダイズ1件、トウモロコシ3件))

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1 遺伝子組換えトウモロコシに係る学識経験者の意見について	<p>学識経験者の意見では、本スタック系統トウモロコシの花粉による非標的昆虫種(チョウ目及びコウチュウ目)への影響が懸念されるが、栽培ほ場周辺に局所的に生育しているとは考えにくいことから、個体群レベルで影響を受ける可能性は極めて低いと考えられるとあったが、局所的に存在する可能性があるのは、個体群全体ではなく、個体群を構成する小集団であるはずです。当該小集団が当該トウモロコシ花粉の影響を受けた結果、個体群全体が全滅することも考えられるのではないかでしょうか。</p>	<p>生物多様性影響評価検討会において、「非標的チョウ目昆虫及び非標的コウチュウ目昆虫への影響」について検討したところ、トウモロコシほ場からの距離と周辺に育成する植物の葉に実際に堆積する花粉量を調査した結果から、トウモロコシほ場周辺に堆積する花粉量は、トウモロコシほ場から10m以上離れると極めて低く、50m以上離れるとほとんど無視できるとの結論が出ました。</p> <p>また、非標的チョウ目昆虫及び非標的コウチュウ目昆虫は本組換えトウモロコシが栽培されるほ場やその近辺のみを主な生育域とはしておらず、個体群を構成する小集団がほ場周辺に局所的に存在する可能性は極めて低いと考えられます。</p> <p>さらに、非標的チョウ目昆虫及び非標的コウチュウ目昆虫の小集団がほ場近辺に局所的に存在する時期が開花期に重なる可能性は、なお一層低くなると考えられます。</p> <p>したがって、非標的チョウ目昆虫及び非標的コウチュウ目昆虫の小集団がほ場近くに存在等して影響を受ける可能性はほとんど無視できるものであり、ご懸念のような非標的チョウ目昆虫及び非標的コウチュウ目昆虫の個体群全体が全滅する事態はないと判断しています。</p> <p>なお、今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、評価を見直すこととしています。</p>	1
2 遺伝子組換え生物等の安全性について	<p>遺伝子組換え生物等は自然界にどのような影響を与えるのかわかりません。食品として利用される場合には健康に大きなリスクがあるのではないかでしょうか。安全性は証明できないと思いますし、遺伝子組換え食品については、撤</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱えるさまざまな課題を解決する有効な手段となる可能性を秘めていますが、当該技術を利用してつくられる生物の中には、食品・飼料としての利用や環境に悪影響を及ぼす可能性を持つものもあると考えられています。</p> <p>このため、我が国において、遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ①食品としての安全性に関しては食品安全基本法及び食品衛生法、②飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料安全法、③生物多様性の確保に関しては遺伝子組換え生物等の使用等に</p>	2

	<p>廃すべきと思います。</p>	<p>規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、それぞれ科学的な評価が行われた上で、使用等の可否が判断されています。</p> <p>食品の安全性については、厚生労働省において、別途、審査されており、これまでに食品としての安全性が確認された遺伝子組換え食品及び添加物については、厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、ご参照いただければと思います（アドレス：<a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/">http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/</a>）。</p> <p>また、遺伝子組換え技術そのものが比較的新しい技術であることから、カルタヘナ法においては、第一種使用規程の承認日以降に、科学的な知見の充実などにより生物多様性影響が生じるおそれがあると認められるに至った場合は、当該第一種使用規程を変更又は廃止しなければならないとされているところです。</p> <p>さらに、将来仮に我が国の生物多様性への影響が生ずるおそれが認められるようになった場合には、承認取得者自らが生物多様性影響を効果的に防止するために取るべき措置について定めた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を防止するための措置をとることとしております。</p> <p>加えて、主務大臣は、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認めるときには、必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等の使用者等に対して使用等の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされており、このような措置により生物多様性に影響が生ずることがないよう対応することとしています。</p> <p>なお、今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、評価を見直すこととしています。</p>		
3	新たな農作物の開発について	米・麦類・大豆・トウモロコシについて、地球温暖化を背景とした砂漠化等への対応、農薬使用の低減、健康増進や予防医学的な観点から、各種機能を付与した新たな品種（例えば、農薬を必要としない米、従来よりも栄養成分の含量を高めた米、乾燥への耐性を付与された大豆等）を開発、実	ご提案いただいた各種機能を付与した新しい品種の開発、実用化については、開発等を担当しております関係部局に情報提供を行いました。	1

用化していただきたい。